

令和7年12月25日

令和7年第5回
恵那市議会定例会追加議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目 次

議第157号 恵那市病院及び診療所に係る使用料等の見直しに伴う関係条例 の整備に関する条例の制定について ······	5
議第158号 恵那市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について ······	17
議第159号 恵那市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条 例の制定について ······	29
議第160号 恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条 例の一部改正について ······	43
議第161号 恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正につい て ······	45
議第162号 恵那市職員の給与に関する条例の一部改正について ······	47
議第163号 恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 の一部改正について ······	79
議第164号 恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用 弁償に関する条例の一部改正について ······	81
議第165号 恵那市火災予防条例の一部改正について ······	83
議第166号 恵那市火入れに関する条例の一部改正について ······	87
議第167号 令和7年度恵那市一般会計補正予算（第7号） ······ 別冊	
議第168号 令和7年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3 号） ······ 別冊	
議第169号 令和7年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算（第3号） 別冊	
議第170号 令和7年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2 号） ······ 別冊	
議第171号 令和7年度恵那市水道事業会計補正予算（第3号） ······ 別冊	
議第172号 令和7年度恵那市下水道事業会計補正予算（第2号） ······ 別冊	
議第173号 令和7年度恵那市病院事業会計補正予算（第3号） ······ 別冊	
議第174号 令和7年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算（第 2号） ······ 別冊	

議第 157 号

恵那市病院及び診療所に係る使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

恵那市病院及び診療所に係る使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 12 月 25 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

近年の物価上昇による維持管理費用の増加及び人口減少による料金収入の減少が見込まれることから、使用料、手数料及び利用料金の額を変更するなど所要の改正をするため、関連する条例 4 本を一つの整備条例として、この条例を定める。

恵那市病院及び診療所に係る使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(恵那市国民健康保険診療所の使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第1条 恵那市国民健康保険診療所の使用料及び手数料徴収条例（平成16年恵那市条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「	」	「	」
1,500		2,250	
3,000		4,500	
3,500		5,250	
4,500		6,750	
1,000		1,500	
200		300	
無料		無料	
3,000		4,500	
14,250		21,375	
18,300		27,450	
20,000		30,000	
28,800		43,200	
20,000		30,000	
25,000		37,500	
30,000		45,000	
30,000		45,000	

を

に改める。

(恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 恵那市病院事業の設置等に関する条例（平成16年恵那市条例第239号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

区分	単位等	金額（円）
市立 普通診断書又は普通証明書	1通	2,250

恵那 病院	死亡診断書、死体検案書、詳細診断書 又は医療費明細書		4,500	
	年金認定用診断書又は身体障害者認定用診断書		5,250	
	精密診断書		6,750	
	おむつ使用証明書		1,500	
	福祉医療費助成関係証明書		300	
	学校管理下における児童生徒等の災害共済給付に必要な証明書及びこれに類するもの		無料	
	医師面談料	30分	4,500	
	死体 検案 料	医師派 遣料	時間内 時間外 休日 深夜	21,375 27,450 30,000 43,200
		検案料	時間内 時間外 休日 深夜	1 体 30,000 37,500 45,000 45,000
	出生証明 死産証明 出産手当証明及び分娩(ぶんべん)費 証明		1 通	3,000 3,000 2,250
委託検査料 健康診断料 予防接種料	委託検査料		算定額に相当する額に0.8を乗じて得た額	
	健康診断料		1 関係機関等との契約等による額	
	予防接種料		2 前号の契約等がない場合	

				は、算定額に相 当する額に、実 費相当額を加 算した額
容器等代金		1 個		実費相当額
診察券再発行手数料		1 回		実費相当額
物品販売料		—		実費相当額
フィルムコピー料		—		実費相当額
特別病室		1 日		6,000
眼科 関係 料	多焦点眼内レンズ支給選定療養 費	1 眼 1 回		375,000
産科 関係 料	分娩料	分娩介助料（時間内）	1 回	市内居住者 240,000
				市外居住者 255,000
	分娩介助料（時間外）			市内居住者 270,000
				市外居住者 285,000
	分娩介助料（休日・深 夜）			市内居住者 315,000
				市外居住者 330,000
	双生児加算額（時間内）			市内居住者 157,500
				市外居住者 172,500
	双生児加算額（時間外）			市内居住者 172,500

			市外居住者
		187,500	
	双生児加算額(休日・深夜)	市内居住者	
		195,000	
	分娩介助料(帝王切開)	市外居住者	
		210,000	
	分娩介助料(帝王切開)	市内居住者	
		240,000	
	分娩材料費	市外居住者	
		255,000	
	新生児世話料	市内居住者	
		157,500	
	新生児視聴覚検査	市外居住者	
		172,500	
	新生児健診		15,000
			12,000
	先天性代謝異常追加検査		6,300
			6,000
	個室料	1日	17,700
	お祝い膳	1食	6,000
	産科医療補償制度掛金	産児1人につき	2,250
			産科医療補償制度に係る掛金の額に相当する額
その他	診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費の費用の算定に関する基準として定める額又は実費		
備考	1 産科関係料の「時間内」とは、休診日を除く午前8時30分から午後5時までを、「時間外」とは、午前6時から午前8時30分まで及び午後5時から午後10時までを、「深夜」とは、午後10時から翌日午前6時までをい		

う。

2 産科関係料は、消費税非課税

不妊治療	人工授精	1回	15,000
処置料	人工妊娠中絶（12週前）	1回	90,000
人間ドック	半日ドック	1回	45,000
	血液ドック	1回	15,000
	肺ドック	1回	30,000
	心臓ドック	1回	45,000
	半日ドック及び心臓ドック	1回	75,000
上記ドックとセットで行う検診の場合の加算額	骨密度検診	1回	2,100
	前立腺特異抗原検診		2,400
	肺がん検診（胸部CT・喀痰（かくたん）検査含む。）		19,500
	乳がん検診（マンモグラフィ）		6,000
	子宮がん検診（内診・子宮頸（けい）部細胞診）		4,800
	精密子宮がん検診（内診・子宮頸部細胞診・HPV検査・経（けい）膣（ちつ）超音波検査）		19,800
	頸（けい）動脈超音波検査		4,500
	胃内視鏡検査		4,500
	脳梗塞リスクマーカー		12,000
	脳MRI/MRA撮影		30,000
	超音波検査（下腹部）		7,950
	血圧脈波検査		2,250

	ヘリコバクター・ピロ リ菌 I g G 抗体検査		1,500
	ペプシノゲン検査		6,000
	睡眠時無呼吸検査		7,500
	腹腔(ふくくう)内脂肪 面積測定		4,500
妊婦 健診 診・ 検査	基本健診	1回	1 関係機関等 との契約等に による額
	初回血液検査		2 前号の契約 等がない場合 は、算定額に相 当する額に、実 費相当額を加 算した額
	子宮頸がん検診		
	超音波検査		
	クラミジア核酸同定検査		
	血算検査		
	血糖検査		
	G B S 検査		
	ノンストレステスト		
	羊水検査		135,000
	クアトロテスト		37,500
産婦 診査	健康診査	1回	1 関係機関等 との契約等に による額
			2 前項の契約 等がない場合 は、算定額に相 当する額に、実 費相当額を加 算した額
母子 保健 指導	乳房マッサージ及び育児相談	1回	最初の30分まで は3,000円、以降 30分増すごとに 1,500円を加算し た金額

		その他の母子に関わる保健指導	1回	750
		胎児スクリーニング	1回	9,000
産後ケア	宿泊型	1日	45,000	
	日帰り型	1日	22,500	
	乳幼児訪問	1回	9,000	
	交通費	1回	実費	
	その他	その都度定める。		
市立恵那病院	通所リハビリテーション料	通常利用時間(午後3時30分)を超えて利用する場合	1時間	1,000
	日常生活費		—	実費相当額
	食費	1日		実費相当額
通所リハビリテーション料	送迎費	通常実施区間を超えて送迎を行った場合		
				実費相当額
市立恵那病院訪問看護ステーション	時間延長加算料	訪問看護が2時間を超えた場合	30分につき	
				1,000
看護ステーション	時間外加算料	訪問看護を時間外又は休日に利用した場合	1 2時間以内は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び健康保険法(大正11年法律第70号)に定める基本医療費の100分の25 2 2時間を超えた場合は30分につき1,250円	

深夜 加算 料	訪問看 護を深 夜に利 用した 場合	1 2時間以内は、高齢者の医療の確保に関する法律及び健康保険法に定める基本療養費の100分の50 2 2時間を超えた場合は30分につき1,500円
交通 費	1 介護保険法による通常の実施区域を超えて 訪問看護を行った場合 2 高齢者の医療の確保に関する法律及び健康 保険法による訪問を行った場合	実費相当額

(恵那市病院事業等の使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第3条 恵那市病院事業等の使用料及び手数料徴収条例（平成16年恵那市条例第240号）の一部を次のように改正する。

「

別表第1中	差額室料	特別病室A	1日	
	差額室料	特別病室B	1日	

」

「

3,000	を	差額室料	特別病室A	1日	3,300
1,000					

」

「

31,000	を	34,100	に改め、
36,000		39,600	
1,400		1,400	
1,600		1,760	
3,000		3,300	
10,000		11,000	
8,400		11,000	
4,000		4,400	
3,000		3,300	

」

「

3,500	運動検診
-------	------

」

3,500 を削る。

別表第2中

1, 500	2, 250
3, 000	4, 500
3, 500	5, 250
4, 500	6, 750
1, 000	1, 500
200	300
無料	無料
3, 000	4, 500
14, 250	21, 375
18, 300	27, 450
20, 000	30, 000
28, 800	43, 200
20, 000	30, 000
25, 000	37, 500
30, 000	45, 000
30, 000	45, 000

に改める。

(恵那市国民健康保険診療所事業の設置等に関する条例の一部改正)
 第4条 恵那市国民健康保険診療所事業の設置等に関する条例（平成19年恵那市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表中

1, 500	2, 250
3, 000	4, 500
3, 500	5, 250
4, 500	6, 750
1, 000	1, 500
200	300
無料	無料
3, 000	4, 500

に改め、「電気使

14,250
18,300
20,000
28,800
20,000
25,000
30,000
30,000

21,375
27,450
30,000
43,200
30,000
37,500
45,000
45,000

」

」

用料	1 器具につき 1 日	70	を削る。
----	----------------	----	------

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に、この条例により改正される前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料、利用料金及び手数料の取扱いについては、なお従前の例による。

議第158号

恵那市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

恵那市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次の
とおり定める。

令和7年12月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

乳児等通園支援事業の実施に伴い、当該事業に係る設備及び運営についての基
準を規定するため、この条例を定める。

恵那市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

　第1節 通則（第20条）

　第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

　第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雜則（第27条）

附則

　第1章 総則

　（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不斷の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るために、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練

その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 11 条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第 12 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 13 条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第 14 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第 15 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第 16 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容

- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第 17 条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第 18 条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 19 条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第 20 条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定める

ものに該当しないものをいう。

- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 2階の面積は、1階の面積を超過しないこと。
 - イ 2階の面積は、1階の面積の2倍未満であること。
 - カ 2階の面積は、1階の面積の2倍以上であること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と

	<p>階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入り、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のもの

について防炎処理が施されていること。

(職員)

第 22 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する岐阜県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所 1 につき 2 人を下ることはできない。

3 第 1 項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を 1 人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が 3 人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第 22 条の 2 子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前 2 条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第 23 条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定す

る内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。
(保護者との連絡)

第 24 条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業 (設備及び職員の基準)

第 25 条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年岐阜県条例第 90 号)(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成 18 年岐阜県条例第 48 号)
- (3) 幼保連携型認定こども園 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年岐阜県条例第 63 号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年恵那市条例第 37 号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第 26 条 第 23 条及び第 24 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第 3 章 雜則

(電磁的記録)

第 27 条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ

の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 22 条の 2 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第159号

恵那市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
の制定について

恵那市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり定める。

令和7年12月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

乳児等通園支援事業の実施に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に係る基準を規定するため、この条例を定める。

恵那市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

　第1節 利用定員に関する基準（第3条）

　第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雜則（第33条）

附則

　第1章 総則

　（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提

供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

- 第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども(法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

- 第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもとの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説

明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15 第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15 第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15 第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子

どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第 11 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第 12 条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第 30 条の 20 第 5 項（法第 30 条の 21 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第 30 条の 20 第 3 項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受け取ることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前 3 項の費用の額の支払を受けた場合は、当

該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対し交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びそ

の保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第 17 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第 18 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第 19 条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第 22 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項
(勤務体制の確保等)

第 20 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切

な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第 21 条 特定乳児等通園支援事業者は、第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第 22 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第 23 条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第 12 条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 24 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第 25 条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第 26 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第 27 条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第 59 条第 1 号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第 28 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳

児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児

等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 31 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第 32 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 第 14 条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第 11 条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第 18 条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第 28 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 30 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 3 章 雜則

(電磁的記録等)

第 33 条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識す

ることができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2）電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調整するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記録事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方法

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第160号

恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部改正について

恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり定める。

令和7年12月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改定されることに伴い、恵那市議会
議員の期末手当支給率の見直しを行うため、この条例を定める。

恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年恵那市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の232.5」を「100分の230」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

議第161号

恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年12月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改定されることに伴い、恵那市常勤の特別職職員の期末手当支給率の見直しを行うため、この条例を定める。

恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成16年恵那市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の232.5」を「100分の230」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第162号

恵那市職員の給与に関する条例の一部改正について

恵那市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年12月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改定されることに伴い、恵那市職員の給与の見直しを行うため、この条例を定める。

恵那市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(恵那市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 恵那市職員の給与に関する条例（平成16年恵那市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第22条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「21,000円」を「22,500円」に、「7,400円」を「7,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に、「31,500円」を「33,750円」に、「11,000円」を「11,550円」に改め、同条第2項中「22,000円」を「23,500円」に改める。

第24条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする」を「「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする」に改める。

第25条第2項第1号中「100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」を「100分の107.5（特定管理職員にあっては100分の127.5）」に改め、同項第2号中「100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）」を「100分の52.5（特定管理職員にあっては100分の62.5）」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

ア 行政職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級 給料月	2級 給料月	3級 給料月	4級 給料月	5級 給料月	6級 給料月	7級 給料月
---------------	----------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

		額	額	額	額	額	額	額
定年 前再	1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800	円 420,700
任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
短時	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
間勤	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
務職	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
員以 外の	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
職員	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400

	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	

	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
	86	266, 200	305, 800	355, 700				
	87	266, 500	306, 100	356, 100				
	88	266, 800	306, 400	356, 500				
	89	267, 100	306, 700	356, 700				
	90	267, 400	307, 000	357, 100				
	91	267, 700	307, 300	357, 500				
	92	268, 000	307, 600	357, 900				
	93	268, 300	307, 800	358, 100				
	94		308, 000	358, 400				

	95		308, 300	358, 800		
	96		308, 700	359, 100		
	97		308, 900	359, 400		
	98		309, 200	359, 800		
	99		309, 500	360, 200		
	100		309, 900	360, 600		
	101		310, 100	361, 100		
	102		310, 400	361, 500		
	103		310, 700	361, 900		
	104		311, 000	362, 300		
	105		311, 200	362, 800		
	106		311, 500	363, 200		
	107		311, 800	363, 500		
	108		312, 100	363, 800		
	109		312, 300	364, 200		
	110		312, 600			
	111		313, 000			
	112		313, 300			
	113		313, 500			
	114		313, 700			
	115		314, 000			
	116		314, 400			
	117		314, 600			
	118		314, 800			
	119		315, 100			
	120		315, 400			
	121		315, 700			
	122		315, 900			
	123		316, 200			
	124		316, 500			
	125		316, 800			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料						
		月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

イ 行政職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円	円	円	円	円
	2	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	3	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	4	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	5	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	6	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	7	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	8	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	9	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	10	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	11	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	12	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	13	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	14	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	15	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	16	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	17	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	18	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
		224,600	251,300	272,400	300,300	337,700

	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
	41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
	42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
	43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
	44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
	45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
	46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
	47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
	48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
	49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
	50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900

	51	247, 200	264, 600	291, 500	316, 100	367, 700
	52	247, 500	264, 900	292, 000	316, 800	368, 300
	53	247, 700	265, 300	292, 300	317, 400	369, 000
	54	248, 000	265, 600	292, 700	318, 100	369, 600
	55	248, 300	265, 900	293, 200	318, 700	370, 300
	56	248, 600	266, 300	293, 700	319, 300	371, 000
	57	248, 800	266, 600	294, 100	319, 900	371, 600
	58	249, 100	266, 900	294, 700	320, 600	372, 100
	59	249, 400	267, 200	295, 200	321, 300	372, 600
	60	249, 600	267, 500	295, 800	321, 900	373, 100
	61	249, 800	267, 800	296, 400	322, 400	373, 500
	62	250, 100	268, 100	296, 900	322, 900	374, 000
	63	250, 400	268, 400	297, 500	323, 500	374, 500
	64	250, 600	268, 700	298, 000	324, 100	375, 000
	65	250, 800	268, 900	298, 500	324, 700	375, 400
	66	251, 100	269, 200	299, 000	325, 100	375, 900
	67	251, 400	269, 500	299, 500	325, 500	376, 400
	68	251, 600	269, 700	300, 000	326, 000	376, 900
	69	251, 800	269, 900	300, 400	326, 300	377, 300
	70	252, 100	270, 200	300, 800	326, 800	377, 800
	71	252, 400	270, 500	301, 200	327, 300	378, 300
	72	252, 600	270, 700	301, 600	327, 700	378, 800
	73	252, 800	270, 900	302, 000	327, 900	379, 200
	74	253, 100	271, 200	302, 300	328, 200	379, 700
	75	253, 400	271, 500	302, 700	328, 400	380, 200
	76	253, 600	271, 700	303, 100	328, 700	380, 700
	77	253, 800	271, 900	303, 500	329, 000	381, 100
	78	254, 100	272, 200	303, 900	329, 300	381, 600
	79	254, 400	272, 500	304, 300	329, 600	382, 100
	80	254, 600	272, 700	304, 700	329, 800	382, 600
	81	254, 800	272, 900	305, 000	330, 000	383, 000
	82	255, 100	273, 200	305, 500	330, 300	383, 500

	83	255, 300	273, 500	305, 900	330, 600	384, 000
	84	255, 600	273, 700	306, 400	330, 800	384, 500
	85	255, 800	273, 900	306, 700	331, 000	384, 900
	86	256, 000	274, 100	307, 200	331, 200	385, 400
	87	256, 300	274, 400	307, 700	331, 500	385, 900
	88	256, 600	274, 700	308, 000	331, 800	386, 400
	89	256, 800	274, 900	308, 400	332, 000	386, 800
	90	257, 100	275, 100	308, 900	332, 300	387, 300
	91	257, 400	275, 400	309, 400	332, 600	387, 800
	92	257, 600	275, 600	309, 900	332, 800	388, 300
	93	257, 800	275, 900	310, 200	333, 000	388, 700
	94	258, 100	276, 200	310, 600	333, 300	389, 200
	95	258, 400	276, 500	311, 000	333, 600	389, 700
	96	258, 600	276, 700	311, 500	333, 800	390, 200
	97	258, 800	276, 900	311, 900	334, 000	390, 600
	98	259, 100	277, 200	312, 300	334, 300	391, 100
	99	259, 400	277, 400	312, 600	334, 600	391, 600
	100	259, 600	277, 700	312, 900	334, 800	392, 100
	101	259, 800	277, 900	313, 200	335, 000	392, 500
	102	260, 100	278, 100	313, 600	335, 300	393, 000
	103	260, 400	278, 400	313, 900	335, 600	393, 500
	104	260, 600	278, 700	314, 300	335, 800	394, 000
	105	260, 800	278, 900	314, 600	336, 000	394, 400
	106		279, 100	315, 000	336, 300	394, 900
	107		279, 400	315, 400	336, 600	395, 400
	108		279, 600	315, 600	336, 800	395, 900
	109		279, 900	315, 800	337, 000	396, 300
	110		280, 200	316, 100	337, 300	396, 800
	111		280, 500	316, 400	337, 600	397, 300
	112		280, 700	316, 600	337, 800	397, 800
	113		280, 900	316, 800	338, 000	398, 200
	114		281, 200	317, 100	338, 300	398, 700

	115	281, 400	317, 400	338, 600	399, 200
	116	281, 600	317, 600	338, 800	399, 700
	117	281, 900	317, 800	339, 000	400, 100
	118	282, 200	318, 100	339, 300	400, 600
	119	282, 500	318, 400	339, 600	401, 100
	120	282, 700	318, 600	339, 800	401, 600
	121	282, 900	318, 800	340, 000	402, 000
	122	283, 100	319, 100	340, 300	
	123	283, 400	319, 400	340, 600	
	124	283, 700	319, 600	340, 800	
	125	283, 900	319, 800	341, 000	
	126	284, 100	320, 100	341, 300	
	127	284, 400	320, 400	341, 600	
	128	284, 700	320, 600	341, 800	
	129	284, 900	320, 800	342, 000	
	130	285, 100		342, 300	
	131	285, 400		342, 600	
	132	285, 700		342, 800	
	133	285, 900		343, 000	
	134	286, 100		343, 300	
	135	286, 400		343, 600	
	136	286, 700		343, 800	
	137	286, 900		344, 000	
	138			344, 300	
	139			344, 600	
	140			344, 800	
	141			345, 000	
	142			345, 300	
	143			345, 600	
	144			345, 800	
	145			346, 000	
	146			346, 300	

	147			346, 600
	148			346, 800
	149			347, 000
	150			347, 300
	151			347, 600
	152			347, 800
	153			348, 000
	154			348, 300
	155			348, 600
	156			348, 800
	157			349, 000
	158			349, 300
	159			349, 600
	160			349, 800
	161			350, 000
	162			350, 300
	163			350, 600
	164			350, 800
	165			351, 000
	166			351, 300
	167			351, 600
	168			351, 800
	169			352, 000
	170			352, 300
	171			352, 600
	172			352, 800
	173			353, 000
	174			353, 300
	175			353, 600
	176			353, 800
	177			354, 000
	178			354, 300

	179			354, 600
	180			354, 800
	181			355, 000
	182			355, 300
	183			355, 600
	184			355, 800
	185			356, 000
	186			356, 300
	187			356, 600
	188			356, 800
	189			357, 000
	190			357, 300
	191			357, 600
	192			357, 800
	193			358, 000
	194			358, 300
	195			358, 600
	196			358, 800
	197			359, 000
	198			359, 300
	199			359, 600
	200			359, 800
	201			360, 000
	202			360, 300
	203			360, 600
	204			360, 800
	205			361, 000
	206			361, 300
	207			361, 600
	208			361, 800
	209			362, 000
	210			362, 300

	211				362,600	
	212				362,800	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円	円	円	円	円
		206,200	217,300	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、技能職員で規則に定める職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

ア 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円
前再	1	305,600	415,600	470,300	566,200	627,500
任用	2	307,900	418,300	472,300	567,800	631,700
短時	3	310,200	420,900	474,200	569,300	635,900
間勤	4	312,400	423,300	476,100	570,800	640,100
務職	5	314,500	425,600	477,500	572,300	644,300
員以	6	318,000	427,800	479,200	573,600	650,800
外の	7	321,500	429,800	481,000	574,900	657,300
職員	8	324,900	431,900	482,800	576,200	663,800
	9	328,300	434,000	484,600	577,400	670,100
	10	331,800	435,500	486,300	578,600	673,600
	11	335,200	437,000	488,100	579,800	677,100
	12	338,600	438,500	489,900	581,000	680,600
	13	342,000	439,900	491,700	582,100	684,200
	14	345,500	441,300	493,400	583,200	689,700
	15	348,900	442,800	495,200	584,300	695,200
	16	352,300	444,200	497,000	585,400	700,700
	17	355,700	445,500	498,800	586,400	706,100
	18	358,800	447,000	500,700	587,500	712,000
	19	362,000	448,400	502,600	588,600	717,900
	20	365,200	449,800	504,500	589,700	723,800
	21	368,500	451,100	506,400	590,700	729,700
	22	371,600	452,600	508,100	591,600	733,200
	23	374,700	454,000	509,900	592,500	736,700
	24	377,700	455,400	511,700	593,300	740,200
	25	380,800	456,800	513,300	594,100	743,800

	26	383, 100	458, 200	515, 100	594, 900	746, 900
	27	385, 400	459, 500	516, 900	595, 600	750, 000
	28	387, 600	460, 900	518, 400	596, 300	753, 100
	29	389, 500	462, 300	519, 800	597, 000	756, 200
	30	391, 200	463, 600	521, 500	597, 700	759, 800
	31	392, 900	465, 000	523, 300	598, 300	763, 400
	32	394, 700	466, 400	525, 000	598, 900	767, 000
	33	396, 400	467, 700	526, 500	599, 500	770, 600
	34	398, 200	469, 100	527, 800	600, 100	773, 400
	35	399, 800	470, 400	529, 100	600, 700	776, 200
	36	401, 100	471, 800	530, 400	601, 300	779, 000
	37	402, 500	473, 200	531, 400	601, 800	781, 900
	38	403, 900	474, 900	532, 700		784, 900
	39	405, 300	476, 500	534, 000		787, 900
	40	406, 700	478, 000	535, 300		790, 900
	41	408, 200	479, 600	536, 300		793, 900
	42	408, 900	480, 800	537, 100		795, 400
	43	409, 500	481, 900	537, 900		796, 900
	44	410, 100	483, 000	538, 700		798, 400
	45	410, 900	484, 000	539, 600		799, 800
	46	411, 500	484, 900	540, 400		801, 300
	47	412, 100	485, 800	541, 200		802, 800
	48	412, 600	486, 600	541, 900		804, 300
	49	413, 100	487, 300	542, 700		805, 600
	50	413, 500	488, 000	543, 500		806, 900
	51	414, 000	488, 700	544, 200		808, 200
	52	414, 400	489, 300	545, 100		809, 500
	53	414, 800	489, 900	546, 000		810, 900
	54	415, 100	490, 600	546, 800		812, 600
	55	415, 400	491, 200	547, 700		814, 300
	56	415, 800	491, 800	548, 600		816, 000
	57	416, 100	492, 100	549, 400		817, 500

	58	416, 500	492, 700	550, 200	819, 200
	59	416, 800	493, 300	551, 000	820, 900
	60	417, 200	494, 000	551, 700	822, 600
	61	417, 600	494, 400	552, 500	824, 400
	62	417, 900	495, 000	553, 400	825, 800
	63	418, 200	495, 700	554, 300	827, 200
	64	418, 500	496, 400	555, 200	828, 600
	65	418, 800	496, 800	556, 000	830, 100
	66		497, 400	556, 900	831, 300
	67		498, 000	557, 800	832, 500
	68		498, 500	558, 700	833, 700
	69		499, 000	559, 500	835, 000
	70		499, 500	560, 400	836, 600
	71		500, 000	561, 300	838, 200
	72		500, 500	562, 200	839, 800
	73		500, 900	563, 000	841, 200
	74		501, 400		842, 600
	75		501, 800		844, 000
	76		502, 200		845, 400
	77		502, 700		846, 900
	78		503, 300		848, 300
	79		503, 800		849, 700
	80		504, 200		851, 100
	81		504, 700		852, 600
	82		505, 300		854, 000
	83		505, 900		855, 400
	84		506, 400		856, 800
	85		506, 900		858, 300
	86				859, 700
	87				861, 100
	88				862, 500
	89				863, 900

				865, 300
	90			866, 700
	91			868, 100
	92			869, 600
	93			871, 000
	94			872, 400
	95			873, 800
	96			875, 200
	97			876, 600
	98			878, 000
	99			879, 400
	100			880, 900
	101			882, 300
	102			883, 700
	103			885, 100
	104			886, 600
	105			888, 000
	106			889, 400
	107			890, 800
	108			892, 300
	109			893, 700
	110			895, 100
	111			896, 500
	112			898, 000
	113			899, 400
	114			900, 800
	115			902, 200
	116			903, 700
	117			905, 100
	118			906, 500
	119			907, 900
	120			909, 400
	121			

	122					910,800
	123					912,200
	124					913,600
	125					915,000
	126					916,400
	127					917,800
	128					919,200
	129					920,700
	130					922,100
	131					923,500
	132					924,900
	133					926,400
	134					927,900
	135					929,400
	136					930,900
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円	円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500	590,500

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再	1	円 201,000	円 239,800	円 274,400	円 293,300	円 326,300
任用 短時	2	円 203,100	円 241,100	円 275,200	円 294,100	円 327,700
	3	円 205,200	円 242,400	円 275,900	円 294,800	円 329,100

間勤	4	207, 300	243, 700	276, 700	295, 500	330, 500
務職	5	209, 300	244, 900	277, 500	296, 200	331, 900
員以	6	211, 300	246, 000	278, 300	296, 900	333, 500
外の	7	213, 300	247, 000	279, 100	297, 600	335, 000
職員	8	215, 100	247, 900	279, 800	298, 300	336, 500
	9	216, 900	249, 000	280, 500	299, 100	337, 900
	10	218, 800	250, 100	281, 300	299, 800	339, 500
	11	220, 700	251, 200	282, 100	300, 600	341, 000
	12	222, 800	252, 400	282, 900	301, 200	342, 500
	13	224, 500	253, 600	283, 700	301, 800	343, 900
	14	226, 500	254, 800	284, 500	302, 900	345, 500
	15	228, 700	256, 000	285, 200	304, 000	347, 000
	16	230, 800	257, 100	286, 000	305, 200	348, 500
	17	232, 900	258, 100	286, 800	306, 300	350, 000
	18	234, 000	259, 100	287, 600	307, 500	351, 600
	19	235, 000	260, 200	288, 400	308, 600	353, 200
	20	236, 100	261, 200	289, 100	309, 800	354, 700
	21	237, 200	262, 300	289, 900	311, 000	356, 000
	22	238, 000	263, 200	290, 800	312, 200	357, 500
	23	238, 900	264, 000	291, 700	313, 400	359, 000
	24	239, 700	264, 800	292, 400	314, 500	360, 500
	25	240, 600	265, 600	293, 100	315, 700	361, 900
	26	241, 500	266, 400	294, 000	316, 900	363, 400
	27	242, 400	267, 200	294, 900	318, 000	364, 900
	28	243, 300	268, 000	295, 600	319, 200	366, 300
	29	244, 100	268, 700	296, 400	320, 400	367, 700
	30	244, 900	269, 500	297, 400	321, 600	369, 300
	31	245, 600	270, 300	298, 300	322, 800	370, 700
	32	246, 400	271, 100	299, 300	324, 000	372, 200
	33	247, 100	271, 900	300, 300	325, 100	373, 400
	34	247, 700	272, 700	301, 400	326, 200	374, 500
	35	248, 400	273, 300	302, 400	327, 400	375, 700

	36	249, 100	274, 100	303, 300	328, 600	376, 800
	37	249, 800	275, 000	304, 300	329, 800	377, 800
	38	250, 400	275, 800	305, 300	331, 000	378, 600
	39	251, 000	276, 600	306, 300	332, 300	379, 500
	40	251, 600	277, 300	307, 300	333, 500	380, 600
	41	252, 200	278, 000	308, 200	334, 400	381, 600
	42	252, 800	278, 800	309, 400	335, 600	382, 600
	43	253, 400	279, 600	310, 500	336, 800	383, 600
	44	253, 900	280, 300	311, 600	338, 000	384, 500
	45	254, 300	281, 000	312, 600	338, 900	385, 300
	46	254, 900	281, 800	313, 700	339, 900	386, 100
	47	255, 300	282, 600	314, 800	340, 900	387, 000
	48	255, 700	283, 300	315, 800	341, 800	387, 800
	49	256, 100	284, 000	316, 900	342, 700	388, 300
	50	256, 600	284, 700	317, 900	343, 600	389, 100
	51	257, 100	285, 300	319, 000	344, 600	389, 900
	52	257, 600	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700
	53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100
	54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800
	55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500
	56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100
	57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500
	58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000
	59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600
	60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200
	61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600
	62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100
	63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600
	64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100
	65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700
	66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200
	67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800

	68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400
	69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900
	70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400
	71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800
	72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200
	73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500
	74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000
	75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400
	76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800
	77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200
	78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700	
	79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900	
	80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200	
	81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700	
	82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000	
	83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300	
	84	266, 500	302, 600	340, 300	361, 600	
	85	266, 700	302, 800	340, 700	362, 000	
	86		303, 000	341, 100	362, 300	
	87		303, 200	341, 400	362, 600	
	88		303, 400	341, 700	362, 900	
	89		303, 800	342, 000	363, 300	
	90		304, 000	342, 200	363, 600	
	91		304, 200	342, 600	363, 800	
	92		304, 400	342, 900	364, 100	
	93		304, 800	343, 100	364, 400	
	94		305, 000	343, 400	364, 800	
	95		305, 200	343, 700	365, 200	
	96		305, 500	343, 900	365, 600	
	97		305, 800	344, 100	366, 100	
	98		306, 000	344, 400	366, 500	
	99		306, 200	344, 700	366, 900	

	100		306,500	344,900	367,300	
	101		306,800	345,100	367,800	
	102		307,000	345,300		
	103		307,200	345,700		
	104		307,500	345,900		
	105		307,800	346,100		
	106			346,400		
	107			346,800		
	108			347,200		
	109			347,400		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円 201,300	円 227,900	円 257,300	円 271,300	円 297,800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士等の職員に適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の	1	円 221,700	円 254,700	円 293,900	円 307,300	円 330,800	円 373,400
	2	円 223,600	円 256,800	円 294,400	円 307,800	円 331,800	円 375,100
	3	円 225,400	円 259,000	円 294,900	円 308,300	円 332,800	円 376,800
	4	円 227,100	円 261,200	円 295,400	円 308,800	円 333,700	円 378,500
	5	円 228,800	円 263,400	円 295,800	円 309,300	円 334,700	円 380,300
	6	円 230,700	円 264,400	円 296,300	円 309,800	円 335,900	円 382,300
	7	円 232,500	円 265,200	円 296,800	円 310,400	円 337,100	円 384,300

職員	8	234, 200	266, 100	297, 200	310, 800	338, 300	386, 300
	9	235, 900	266, 900	297, 600	311, 300	339, 200	388, 000
	10	237, 800	268, 000	298, 100	311, 800	340, 400	390, 100
	11	239, 700	269, 100	298, 600	312, 400	341, 500	392, 200
	12	241, 600	270, 000	299, 100	312, 900	342, 600	394, 200
	13	243, 400	270, 800	299, 500	313, 300	343, 600	396, 100
	14	245, 400	271, 500	300, 000	313, 900	344, 700	397, 700
	15	247, 400	272, 200	300, 400	314, 600	345, 800	399, 500
	16	249, 400	273, 000	300, 900	315, 200	346, 900	401, 300
	17	251, 400	274, 100	301, 400	315, 800	348, 000	403, 000
	18	253, 400	275, 000	301, 800	316, 700	349, 100	404, 700
	19	255, 500	275, 900	302, 300	317, 500	350, 200	406, 700
	20	257, 500	276, 800	302, 700	318, 400	351, 300	408, 400
	21	259, 400	277, 800	303, 200	319, 200	352, 400	410, 100
	22	260, 600	278, 800	303, 600	320, 100	353, 600	411, 800
	23	261, 700	279, 700	304, 100	321, 000	354, 700	413, 600
	24	262, 800	280, 700	304, 500	321, 800	355, 800	415, 400
	25	263, 900	281, 500	305, 000	322, 600	356, 800	417, 000
	26	264, 700	282, 400	305, 600	323, 400	358, 100	418, 700
	27	265, 600	283, 300	306, 300	324, 300	359, 400	420, 500
	28	266, 400	284, 200	307, 000	325, 200	360, 700	422, 300
	29	267, 200	285, 200	307, 700	325, 900	361, 900	423, 800
	30	267, 900	285, 900	308, 400	327, 000	363, 400	425, 300
	31	268, 600	286, 600	309, 100	328, 100	364, 900	426, 800
	32	269, 300	287, 300	309, 900	329, 100	366, 400	428, 100
	33	270, 100	287, 900	310, 600	330, 200	367, 600	429, 300
	34	270, 700	288, 500	311, 400	331, 200	369, 100	430, 400
	35	271, 300	289, 000	312, 100	332, 300	370, 500	431, 600
	36	271, 800	289, 400	312, 800	333, 400	371, 900	432, 800
	37	272, 400	289, 800	313, 500	334, 500	373, 300	434, 100
	38	273, 100	290, 400	314, 300	335, 600	374, 300	435, 200
	39	273, 800	290, 900	315, 100	336, 700	375, 700	436, 400

	40	274, 500	291, 300	315, 900	337, 800	377, 000	437, 600
	41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300	438, 800
	42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700	439, 800
	43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000	440, 900
	44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300	442, 000
	45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800	443, 000
	46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000	443, 500
	47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000
	48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400
	49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000
	50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500
	51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900
	52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400
	53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900
	54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300
	55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600
	56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900
	57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300
	58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600	
	59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300	
	60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900	
	61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500	
	62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100	
	63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800	
	64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400	
	65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100	
	66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600	
	67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200	
	68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700	
	69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100	
	70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700	
	71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100	

	72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400	
	73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700	
	74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200	
	75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600	
	76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900	
	77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200	
	78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700	
	79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200	
	80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600	
	81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900	
	82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300	
	83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800	
	84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200	
	85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600	
	86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900		
	87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500		
	88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000		
	89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300		
	90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800		
	91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100		
	92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400		
	93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000		
	94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500		
	95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000		
	96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500		
	97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100		
	98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600		
	99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100		
	100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500		
	101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100		
	102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600		
	103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100		

104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600	
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200	
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600	
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100	
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600	
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200	
110	306, 500	337, 800	372, 400		
111	306, 700	338, 100	372, 900		
112	307, 000	338, 400	373, 300		
113	307, 300	338, 700	373, 700		
114	307, 500	339, 100	374, 100		
115	307, 800	339, 400	374, 600		
116	308, 000	339, 700	375, 100		
117	308, 300	339, 900	375, 500		
118	308, 500	340, 200	376, 000		
119	308, 800	340, 500	376, 500		
120	309, 100	340, 700	377, 000		
121	309, 400	340, 900	377, 300		
122	309, 700	341, 200			
123	310, 000	341, 500			
124	310, 300	341, 800			
125	310, 500	342, 000			
126	310, 700	342, 300			
127	311, 000	342, 600			
128	311, 400	342, 800			
129	311, 600	343, 000			
130	311, 900	343, 200			
131	312, 200	343, 500			
132	312, 600	343, 700			
133	312, 800	344, 000			
134	313, 100	344, 400			
135	313, 400	344, 800			

	136	313, 700	345, 200			
	137	313, 900	345, 500			
	138	314, 200	345, 900			
	139	314, 500	346, 300			
	140	314, 800	346, 700			
	141	315, 000	347, 000			
	142	315, 300	347, 400			
	143	315, 700	347, 700			
	144	316, 000	348, 100			
	145	316, 200	348, 400			
	146	316, 400	348, 800			
	147	316, 700	349, 200			
	148	317, 000	349, 600			
	149	317, 200	349, 900			
	150	317, 400	350, 300			
	151	317, 700	350, 700			
	152	318, 000	351, 100			
	153	318, 400	351, 400			
	154	318, 600				
	155	318, 800				
	156	319, 100				
	157	319, 400				
	158	319, 700				
	159	320, 000				
	160	320, 300				
	161	320, 700				
	162	321, 000				
	163	321, 300				
	164	321, 600				
	165	322, 000				
	166	322, 300				
	167	322, 600				

	168	322,900					
	169	323,300					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等の職員に適用する。

第2条 恵那市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号ス中「以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

- セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員
42,200円
- ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員
45,700円
- タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員
49,200円
- チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員
52,700円
- ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員
56,200円
- テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員
59,600円
- ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員
63,000円
- ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

第24条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」」に改める。

第25条第2項第1号中「100分の107.5（特定管理職員にあっては100分の127.5）」を「100分の106.25（特定管理職員にあっては100分の126.25）」に、同項第2号中「100分の52.5（特定管理職員にあっては100分の62.5）」を「100分の51.25（特定管理職員にあっては100分の61.25）」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の恵那市職員の給与に関する条例（以下「改正後

の給与条例」という。) の規定(第14条第2項第2号、第22条第1項及び同項第2項並びに別表第1及び別表第2の改正規定に限る。)は、令和7年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

3 改正後の給与条例の規定(第24条第2項及び同条第3項並びに第25条第2項第1号及び同項第2号の改正規定に限る。)は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内扱)

4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の恵那市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内扱とみなす。

議第163号

恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年12月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改定されることに伴い、恵那市一般職の任期付職員の給与の見直しを行うため、この条例を定める。

恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年恵那市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

別表中「392,000」を「405,000」に、「440,000」を「455,000」に、「492,000」を「508,000」に、「555,000」を「574,000」に、「634,000」を「655,000」に改める。

第2条 恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定(別表の改正規定に限る。)は、令和7年4月1日から適用する。

3 改正後の条例の規定(第9条第2項の改正規定に限る。)は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内扱)

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

議第164号

恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年12月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改定されることに伴い、恵那市会計
年度任用職員の勤勉手当の見直しを行うため、この条例を定める。

恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年恵那市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

第2条 恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（勤勉手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の恵那市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

議第165号

恵那市火災予防条例の一部改正について

恵那市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年12月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

林野火災に関する注意報を発することができる規定を追加するなど、所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市火災予防条例の一部を改正する条例

恵那市火災予防条例（平成 16 年恵那市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。

「
目次中 第 2 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第
28 条の 2—28 条の 7）を 第 2 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に
」
第 2 章の 3 林野火災の予防（第 28 条の 8・第
28 条の 9）に改める。
」

第 6 条の 2 の見出し中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 2 号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 6 条の 3 とする。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 6 条の 2 簡易サウナ設備（屋外のその他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とす

る簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号、第18号、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第4条第1項の規定を準用する。

第28条中「火災に関する警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加え、同条第7号を削る。

第28条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第2章の2の次に次の1章を加える。

第2章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第28条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第28条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

- 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第28条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災発生の危険性を勘案して、第28条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第41条の3第1項第3号中「第44条」の次に「第1項」を加える。

第43条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第43条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第44条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 目次の改正規定、第 28 条の改正規定、第 2 章の 2 の次に次の 1 章を加える改正規定、第 41 条の 3 の改正規定及び第 44 条の改正規定 令和 8 年 1 月 1 日

(2) 第 6 条の 2 の改正規定、第 6 条の次に次の 1 条を加える改正規定、第 28 条の 7 の改正規定及び第 43 条の改正規定 令和 8 年 3 月 31 日

議第166号

恵那市火入れに関する条例の一部改正について

恵那市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和7年12月25日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市火災予防条例の一部改正に伴い、林野火災に関する注意報を火入れの中止の条件とするため、この条例を定める。

恵那市火入れに関する条例の一部を改正する条例

恵那市火入れに関する条例（平成 16 年恵那市条例第 172 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「の発表又は」を「が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第 2 項中「とき、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は火災警報が発令されたときには」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

